厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料４
第277回（R８.11.26）	

住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方
（通所介護）
（改定の方向性）

厚生労働省 老健局
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．論点及び対応案

１．論点及び対応案

住まいの形態に合わせたサービス提供にかかる報酬の在り方

論点：通所介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方・・・・・・・・４

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護　同一建物減算の変遷

○　同一建物減算は、通所介護事業所と同一建物に居住する利用者について、真に送迎が必要な場合を除き、通所系サービスに係る送迎分の評価の適正化を行うため、平成24年改定により設けられた。
○　令和３年改定により、区分支給限度額管理の対象外項目となった。

	算定要件（１日につき）	単位数
24年～	○　事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者に通所介護を行った場合、算定。 ※　同一建物：事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物。 （建物の１階部分に事業所がある場合、建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。） ※　傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 （傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と事業所の間の往復を移動を介助した場合に限られる。なお、算定しない場合は、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について、通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。） （※　24年改定時の解釈通知のみ、同一建物に宿泊した者の取扱いに関する記載あり。 減算対象となるのは、当該事業所と同一建物に居住する者及び同一建物から指定通所介護を利用する者に限られることに留意すること。従って、例えば自宅（同一建物に居住する者を除く）から通所介護事業所へ通い、同一建物に宿泊する場合、この日は減算の対象とならないが、同一建物に宿泊した者が通所介護事業所へ通い、自宅（同一建物に居住する者を除く）に帰る場合、この日は減算の対象となる。）	▲94単位
３年～	○　区分支給限度額管理の対象外項目に変更。	同上

※　地域密着型通所介護については、制度開始（28年度）より同一建物減算を設けている。

減算対象

事業所と利用者の居宅が同一建物にあるため、減算対象



減算対象外

事業所と利用者の居宅が別の建物にあるため、減算対象外

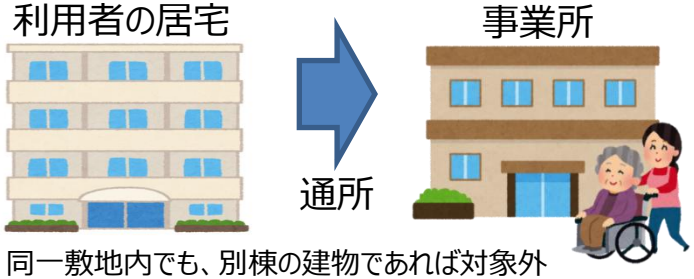

同一敷地内でも、別棟の建物であれば対象外

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護　送迎加算・送迎減算の変遷

○　通所介護等における送迎については、平成12年の制度創設時（～平成17年）においては加算で評価されていた。
○　平成18年改定により基本報酬に組み込まれ、平成27年改定より送迎を実施しない場合は送迎減算が適用されることとなった。

	算定要件（片道につき）	単位数
12年	○　利用者の居宅と事業所の間の送迎を行う場合に、算定。	44単位
15年	（上記と同要件） ○　原則として、送迎車により利用者の居宅まで送り迎えする場合について算定。 ※　ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに送り迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行うものについては、算定対象。 ○　通所介護計画上送迎の提供が位置付けられていたが、利用者側の事情により送迎を実施しなかった場合は、加算を算定できない。	47単位
18年～26年	（基本報酬に包括化） ※　包括化に伴い、指定基準等での送迎にかかる規定等の追加や送迎を行わなかった場合の減算は行っていない。 （指定基準における基本方針上、通所介護においては「必要な日常生活上の世話及び機能訓練」を実施することとしており、利用者の状態に応じて、送迎が「必要な日常生活上の世話」に該当する場合は行うべきと整理されていたのではないか。）	－
27年～	○　利用者の居宅と事業所の間の送迎を行わない場合に、算定。 ※　利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合に、算定。 （計画上送迎が位置付けられており、利用者宅に迎えに行ったが、利用者等の都合により結果的に家族等が事業所まで送迎を行った場合は、減算の対象となる。） ※　徒歩での送迎は、減算の対象とはならない。 ※　同一建物減算の対象となっている場合は、減算の対象とはならない。	▲47単位

12年～15年	18年～26年	27年～
送迎加算（47単位）	基本報酬	送迎減算（▲47単位）

※　地域密着型通所介護については、制度開始（28年度）より送迎減算を設けている。

参考：関連規定（送迎時における居宅内介助）（27年～）
次のいずれの要件も満たす場合、１日30分以内を限度として、送迎時に実施した居宅内での介助等に要する時間を、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。
・居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
・送迎時に居宅内介助を行う者が、介護福祉士等である場合

通所介護の規模区分（利用回数）ごとの収支差率等の状況

○規模区分（利用回数）が大きい事業所ほど、収支差率、収支差額は高い傾向にある。

●規模区分（利用回数）別 収支差率・収支差額

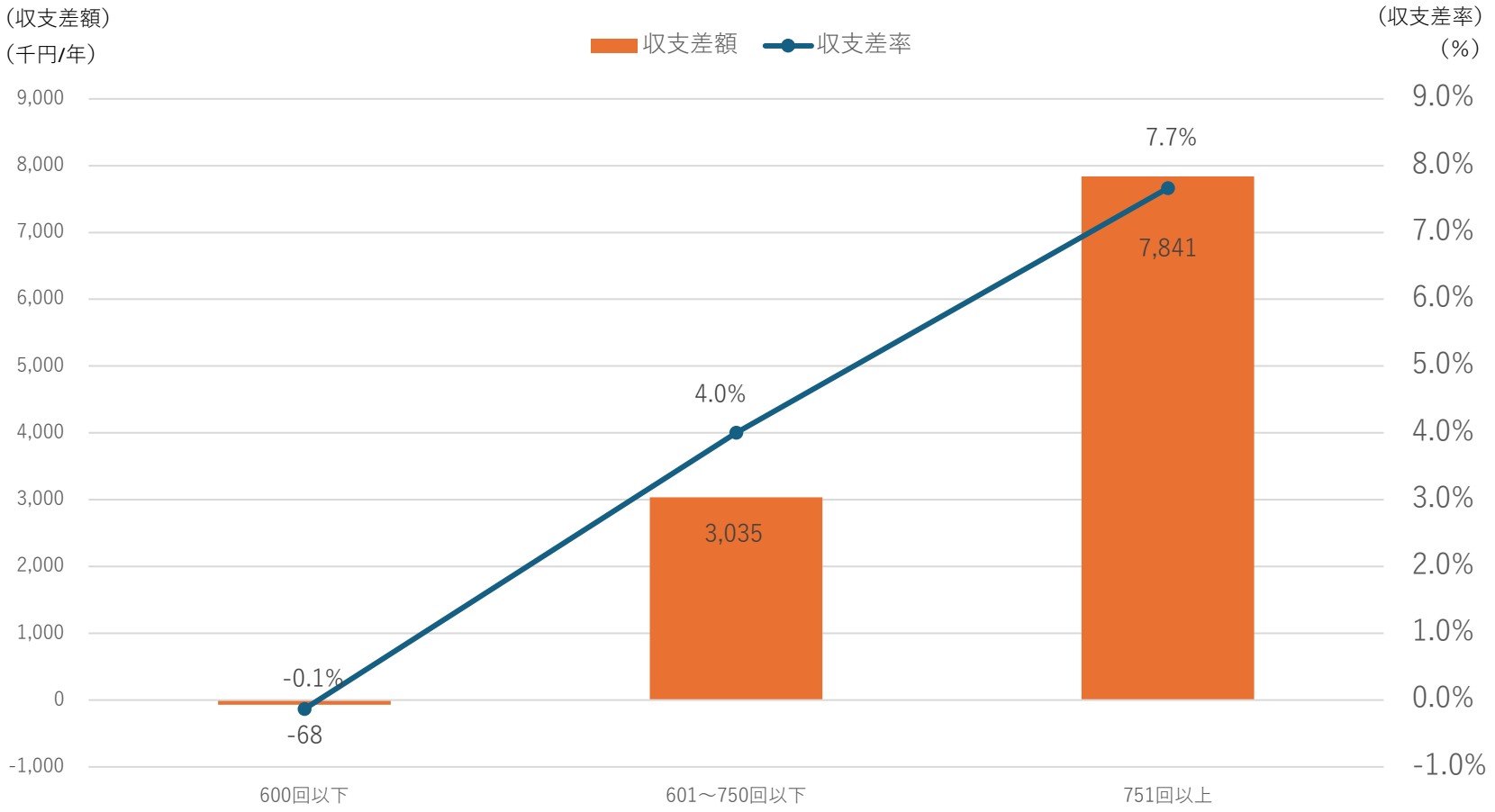

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）より会計区分を単独会計に限り、老健局認知症施策・地域介護推進課作成

※「単独会計」：調査対象サービスごとに費用が区分できているもの
「一体会計」：調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの

通所介護の利用回数および収支差率の移動中央値

○通所介護事業所における収支差率の中央値をみると、利用回数が600回前後を境に、収支差率が0％以上となっている。

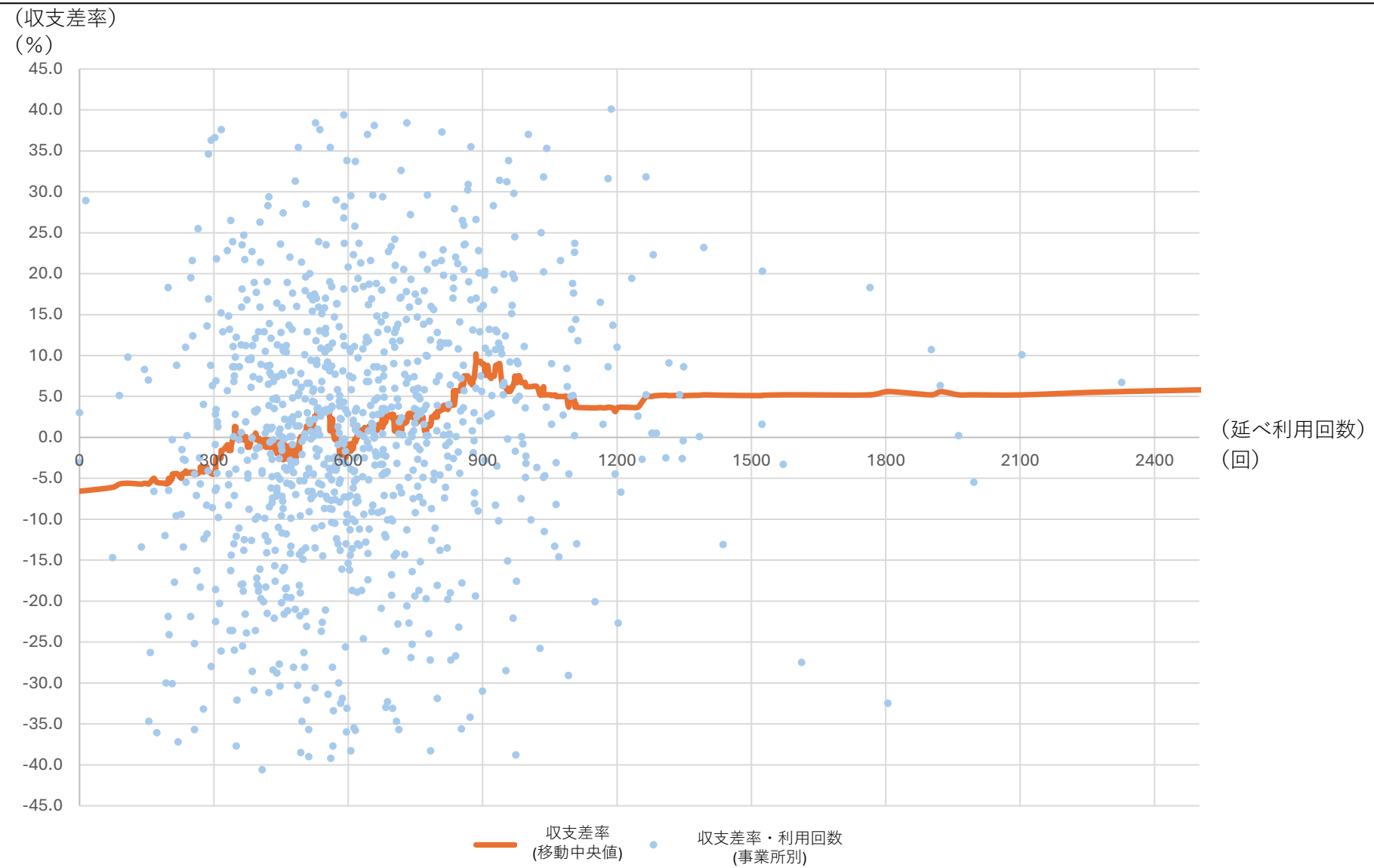

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）より会計区分を単独会計に限り、老健局認知症施策・地域介護推進課作成

通所介護の支出の状況

○事業所規模が小さくなるほど、常勤換算１人当たり給与費は低くなる傾向にあり、令和５年度介護事業経営実態調査と比べると、令和８年度介護事業経営実態調査においては、常勤換算１人あたり給与費が高くなっている。
○利用１回当たりの費用額については、事業所規模が小さくなるほど大きくなる傾向にある。
○人件費率については、事業所規模が大きくになるにつれて低くなる傾向にある。

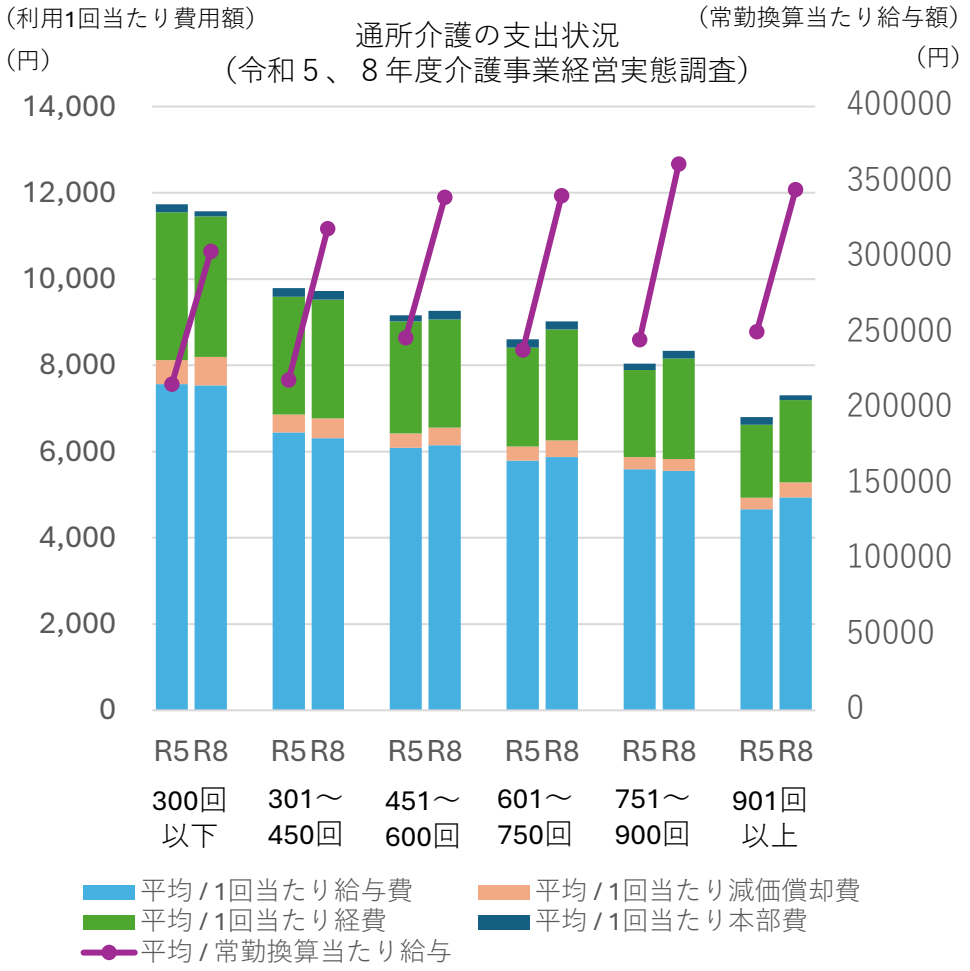

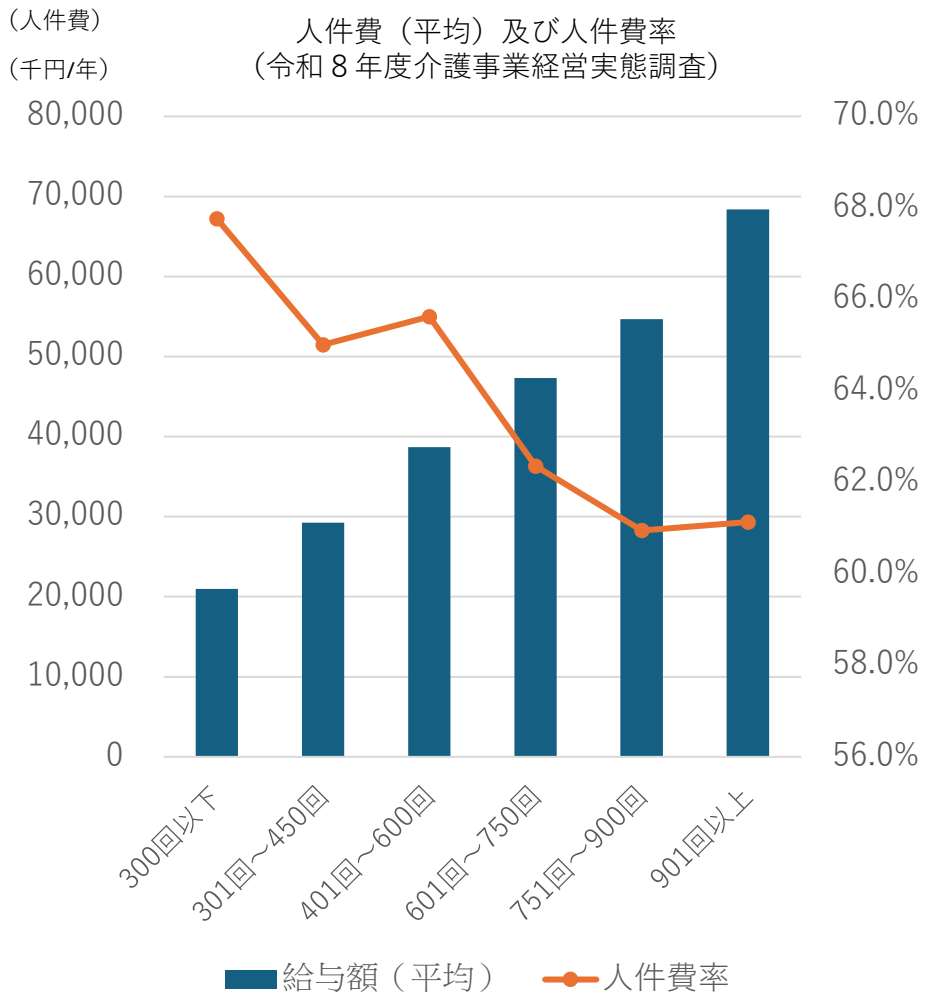

※「その他経費」については、「経費」と同額である事業所が約７割であるため、積み上げの対象から除く。

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）及び令和５年度介護事業経営実態調査（令和４年度決算）より会計区分を単独会計に限り、老健局認知症施策・地域介護推進課作成

通所介護の賃借料・減価償却費について

○規模別に賃借料及び減価償却費をみると、事業所規模が大きくなるほど、これらの費用が大きくなる傾向にある。
○また、事業所規模が小さい事業所ほど、収入に対して、土地、建物等の費用が多い傾向にある。

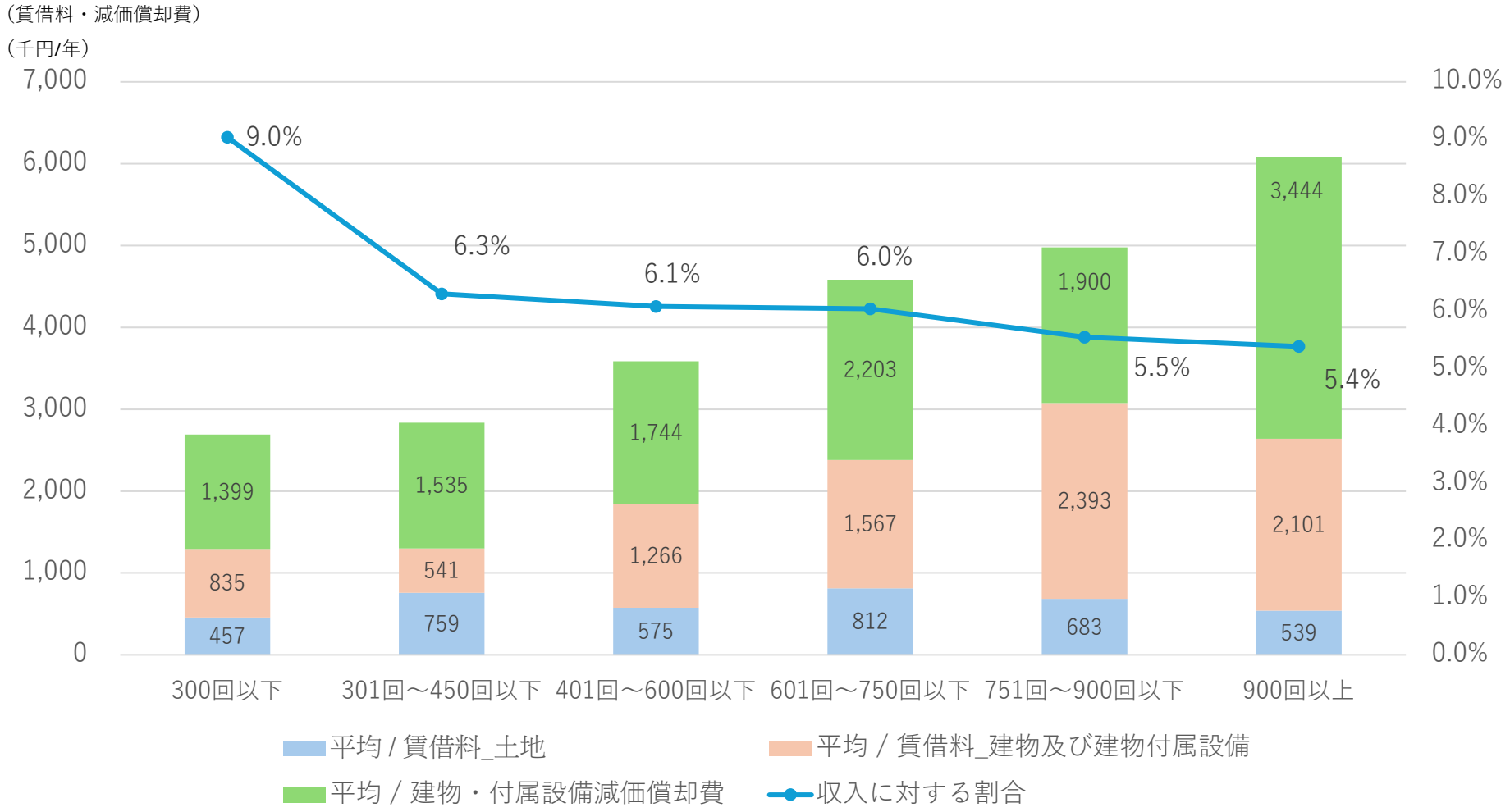

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）より会計区分を単独会計に限り、老健局認知症施策・地域介護推進課作成

住まいの形態による通所介護サービスの違い

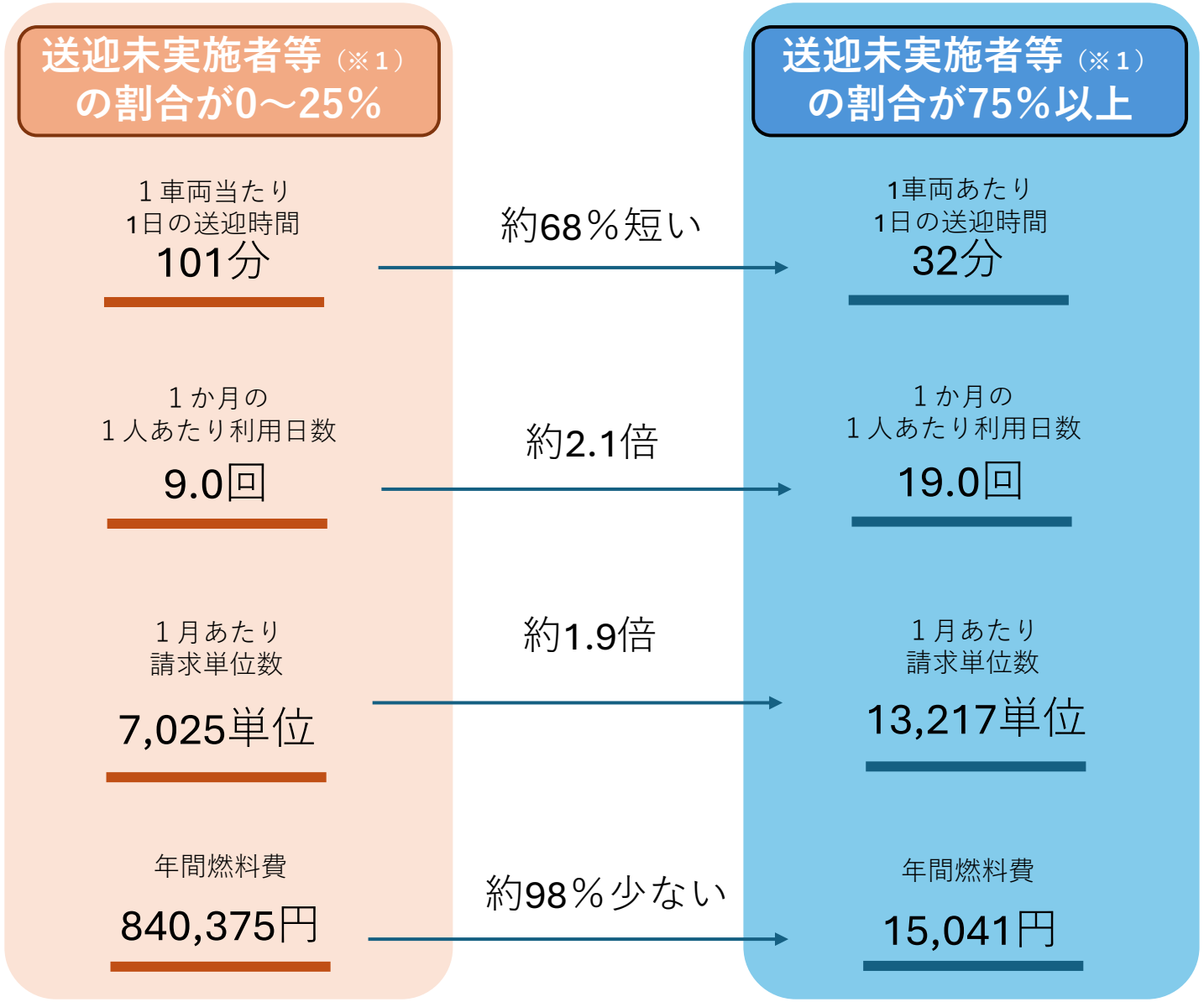

（※１）送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」利用者　（※２）利用日数及び請求単位数は中央値、その他は平均値で算出　（※３）燃料費は「０」計上を含む

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

主な送迎手段別請求単位数

○主な送迎手段と請求単位数との利用者単位での関係についてみると、「送迎は行っていない」では中央値、平均値ともに16,000単位程度で最も多く、ついで「その他（具体的な送迎の手段）」を除き「徒歩」で中央値が9,405、平均値が11,287単位であった。

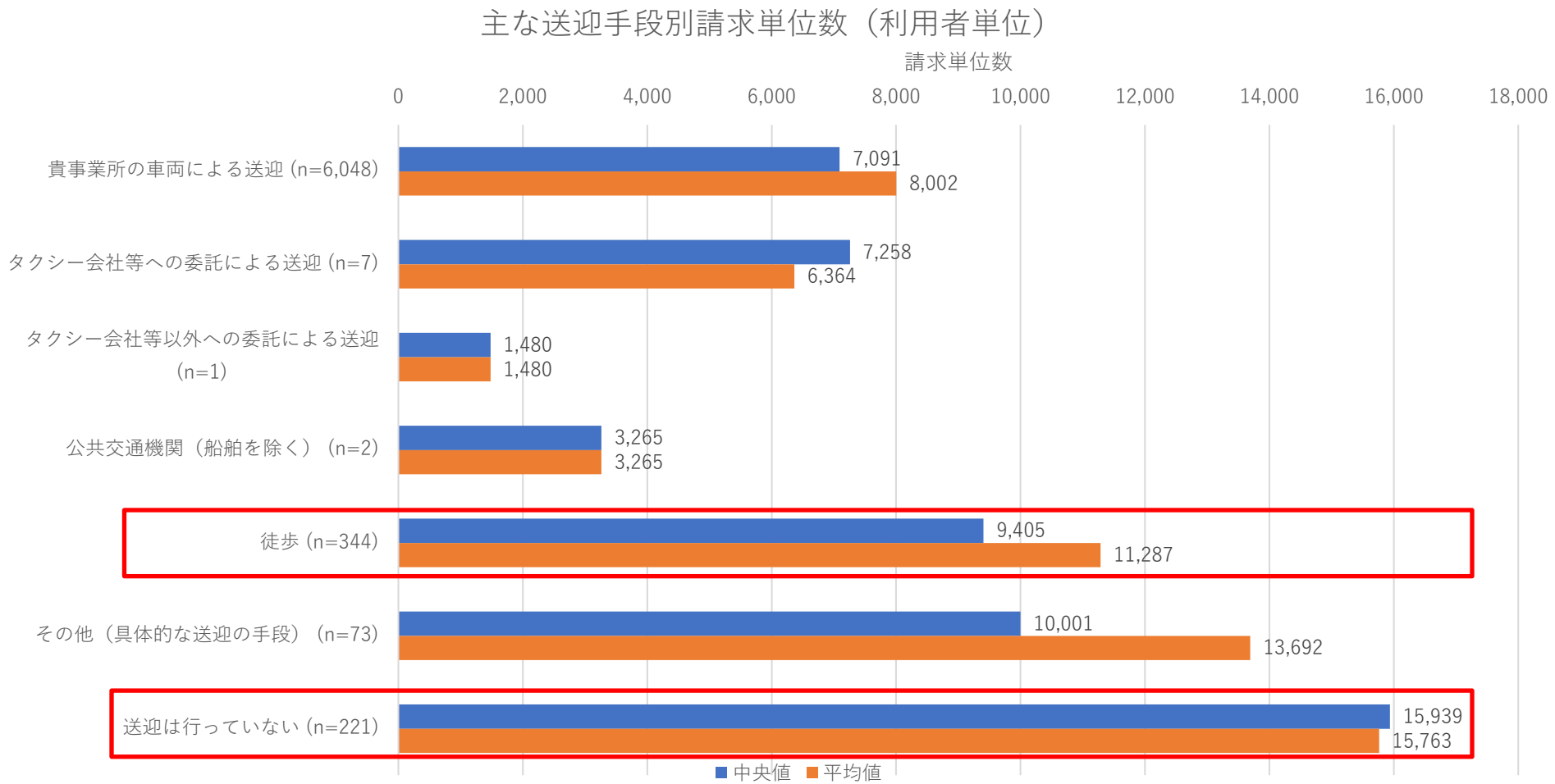

※「請求単位数」とは、利用者１人当たりの月間請求単位数
※その他の主な具体的内容は以下であった
同一建物内から車椅子移動介助、車いす移動介助、家族による送迎
【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

請求単位数

○送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど請求単位数が多く、「0～25％未満」の中央値7,025単位に対し、「50～75％未満」12,840単位、「75～100％」13,217単位であった。

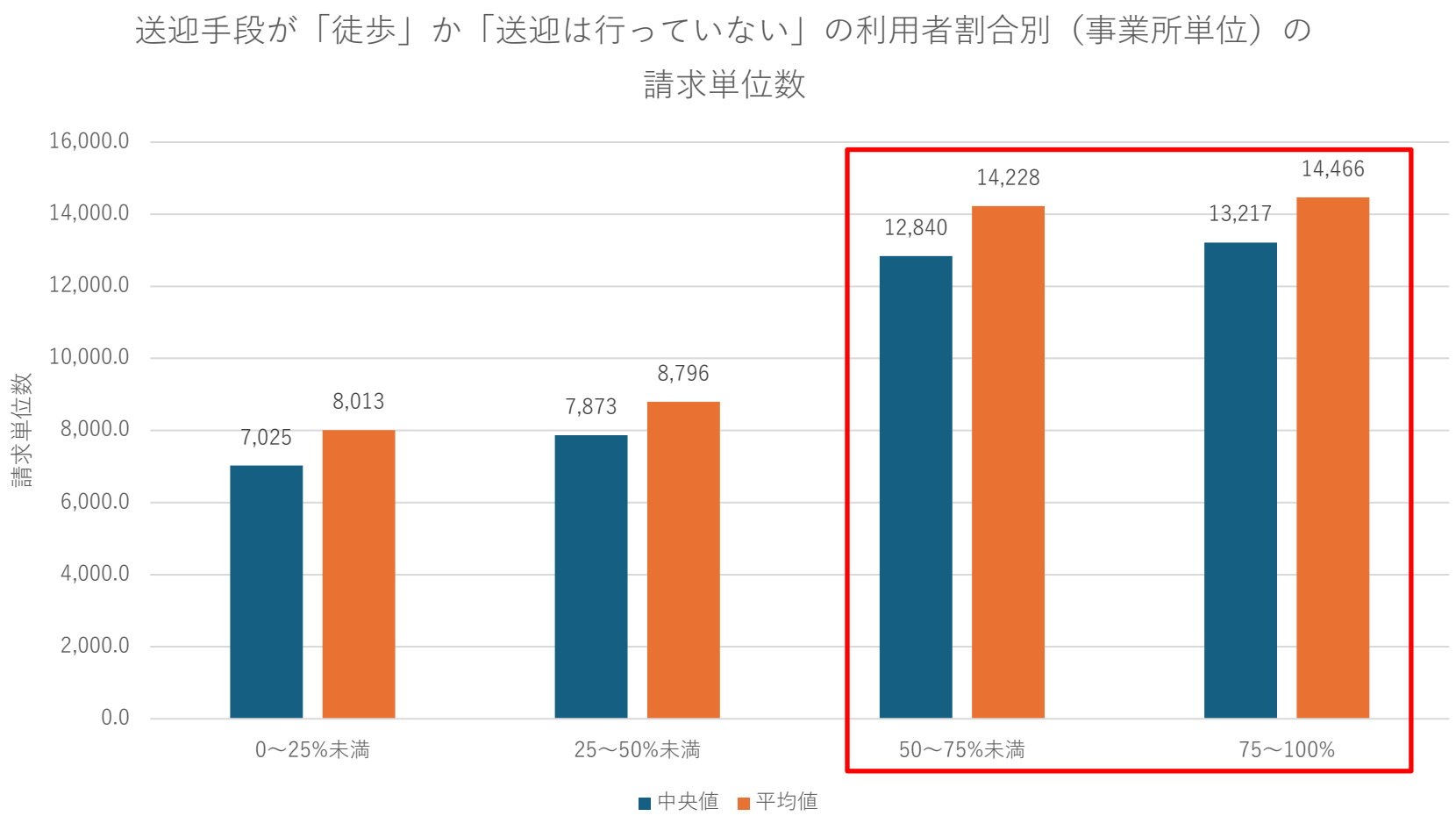

※「請求単位数」とは、利用者１人当たりの月間請求単位数
【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

利用者の状況　居住形態別

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど有料老人ホーム居住者が多く（「25%未満」2.7%に対し「75%以上」64.8%）、同一・隣接敷地内に居住する利用者も3.9%に対し87.0%と明らかな違いがみられた。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）の居住形態・居住場所と事業所との位置関係

（%）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		6602	5893	267	81	361
利用者の居住形態	戸建住宅	73.8	79.5	46.8	34.6	8.9
	集合住宅（以下の選択肢3～5を除く）	11.9	12.8	5.2	4.9	3.9
	有料老人ホーム	7.1	2.7	16.9	38.3	64.8
	軽費老人ホーム・ケアハウス	1.8	1.4	12.0	−	−
	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するものを除く）	4.5	3.0	15.0	−	21.9
	その他	1.0	0.5	4.1	22.2	0.6

（%）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		6667	5933	292	81	361
利用者の居住場所の事業所との位置関係	貴事業所と同一敷地内または隣接敷地内に居住	11.0	3.9	48.3	58.0	87.0
	上記以外に居住	89.0	96.1	51.7	42.0	13.0

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

通所介護の同一建物減算対象者割合ごとの収支差率と収支差額

○同一建物減算対象者割合が高い事業所ほど収支差率の平均値は高い傾向にある。
○また、収支差額の平均値についても同一建物減算対象者割合が高い事業所ほど高い傾向にある。

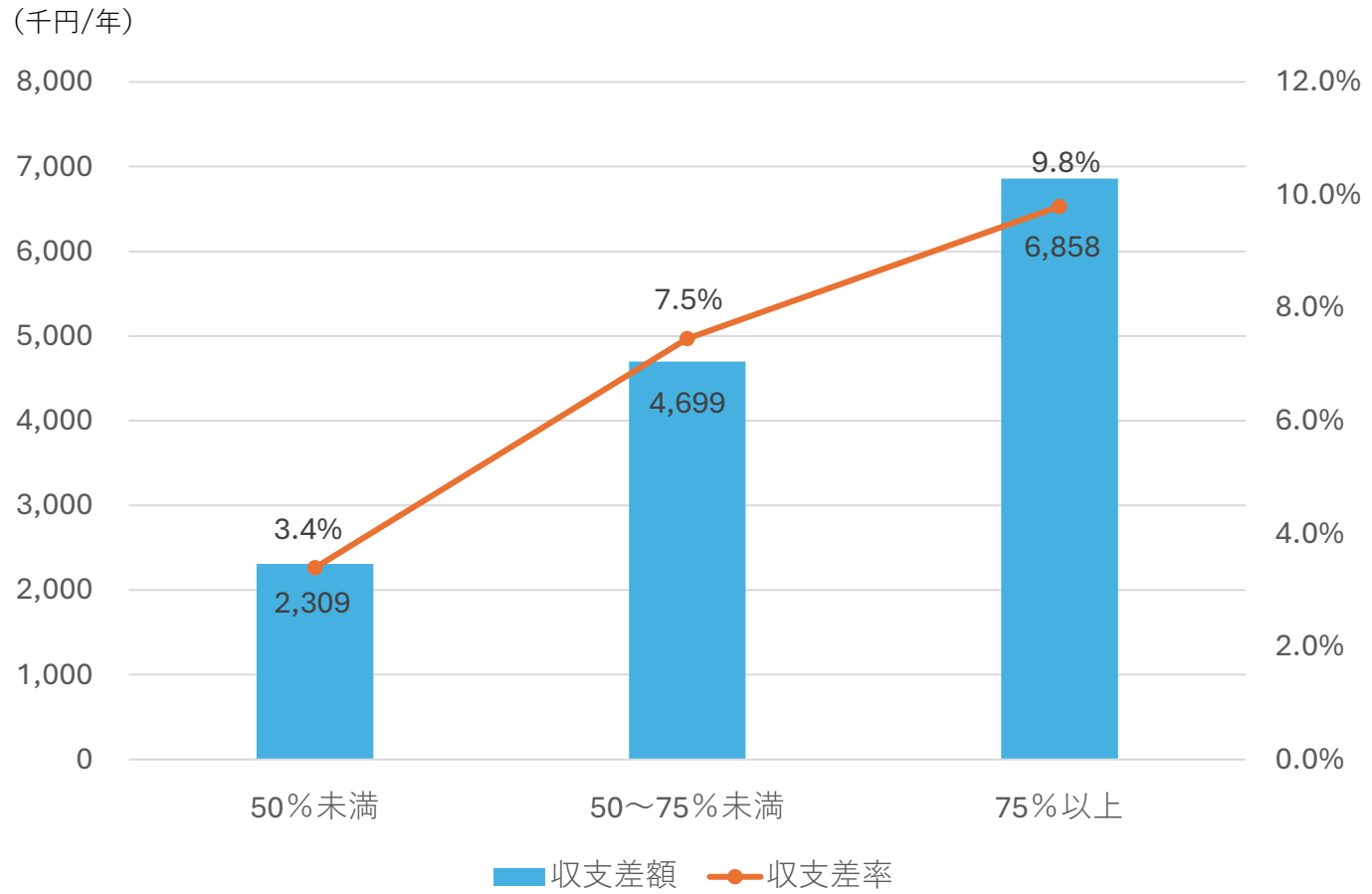

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）及び介護保険総合データベースの任意集計（令和７年10月サービス提供分）より会計区分を単独会計に限り、老健局認知症施策・地域介護推進課作成

利用者の状況　主な送迎手段別

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所では事業所車両による送迎が「25%未満」97.8%から「75%以上」5.3%と少なくなり、代わって「徒歩」55.4%、「送迎は行っていない」39.3%と高くなった。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）の主な送迎手段

（%）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		6696	5962	292	81	361
利用者の主な送迎手段	貴事業所の車両による送迎	90.3	97.8	56.8	40.7	5.3
	タクシー会社等への委託による送迎	0.1	0.1	0.3	−	−
	タクシー会社等以外への委託による送迎	0.0	0.0	−	−	−
	同一法人・関連法人内での共同送迎	−	−	−	−	−
	公共交通機関（船舶を除く）	0.0	0.0	−	−	−
	船舶	−	−	−	−	−
	徒歩	5.1	0.5	28.8	40.7	55.4
	その他	1.1	0.8	7.9	−	−
	送迎は行っていない	3.3	0.8	6.2	18.5	39.3

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

利用者の状況　事業所から利用者宅までの片道の移動距離別

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど片道の移動距離が短く、「1km未満」は「25%未満」11.3%に対し「75%以上」95.2%、距離の中央値も3.0kmから0.0kmとなった。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）の
事業所から利用者宅までの片道の移動距離

（%）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		5939	5381	250	81	227
事業所から利用者宅までの片道の移動距離	1km未満	16.7	11.3	44.8	65.4	95.2
	1km以上2km未満	17.6	18.8	12.8	3.7	−
	2km以上5km未満	37.3	39.5	27.6	19.8	2.6
	5km以上10km未満	20.9	22.2	12.8	9.9	1.8
	10km以上	7.5	8.1	2.0	1.2	0.4

（km）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		5939	5381	250	81	227
事業所から利用者宅までの片道の移動距離（km）	中央値	3.0	3.0	1.0	0.0	0.0

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

【送迎手段別】利用者1人あたりの事業所から利用者宅の片道時間・距離

○送迎手段が「徒歩」もしくは「送迎なし」以外の利用者１人あたりの事業所から利用者宅の片道時間は、「徒歩」もしくは「送迎なし」の利用者の約4.6倍となっている。

○送迎手段が「徒歩」もしくは「送迎なし」以外の利用者１人あたりの事業所から利用者宅の片道距離は、「徒歩」もしくは「送迎なし」の利用者の約20倍となっている。

送迎の手段別　事業所から利用者宅の平均片道時間（分）

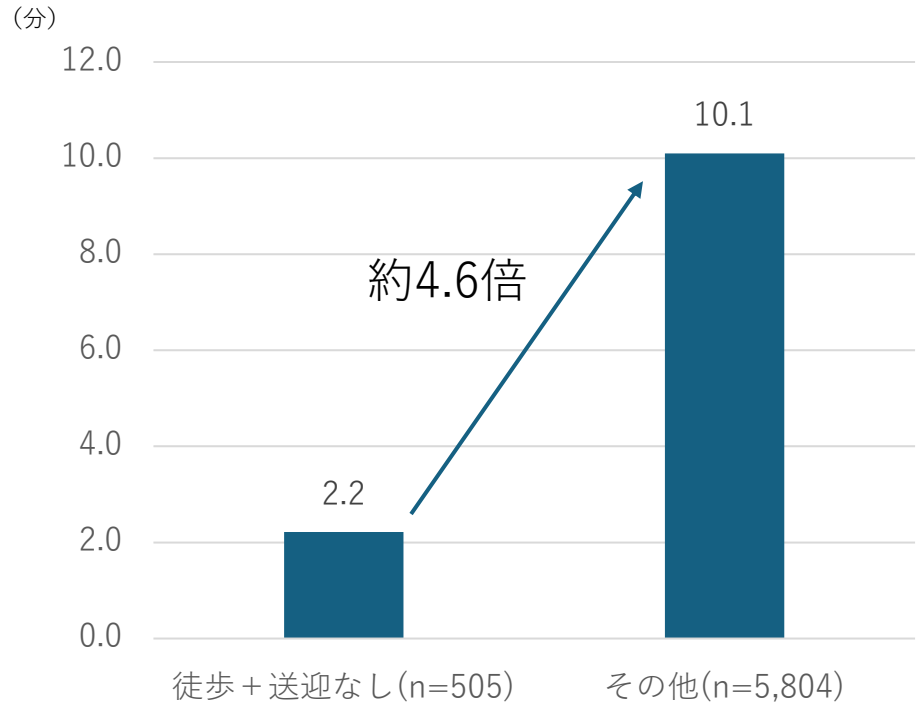

送迎の手段別　事業所から利用者宅の平均片道距離（km）

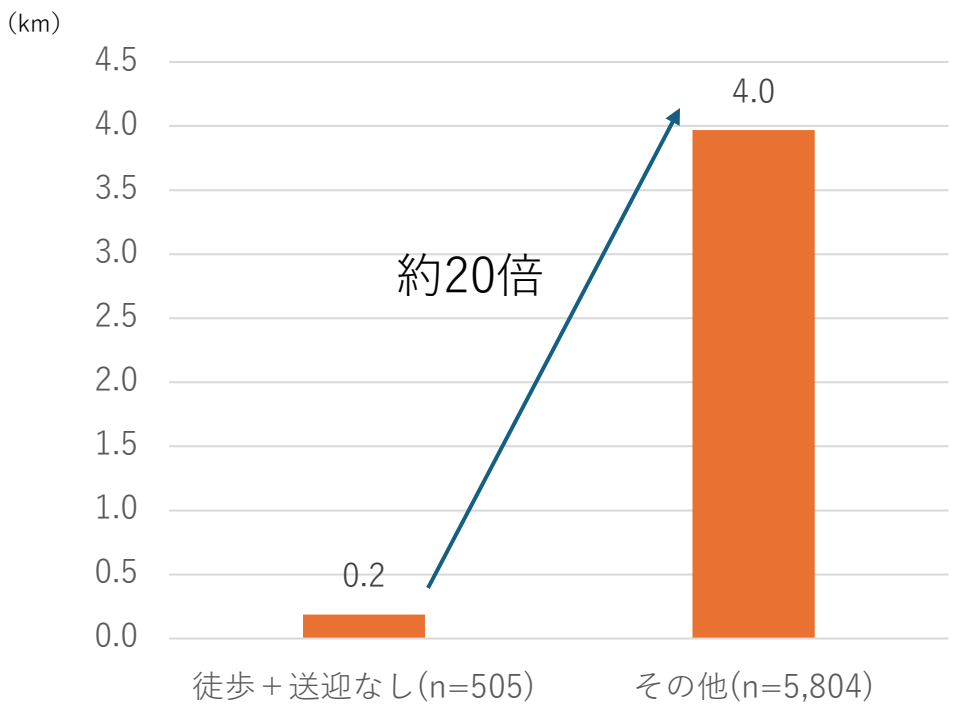

※　令和８年７月サービス提供分

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【同一建物減算の算定状況別】移動コストの状況

○同一建物減算を算定していない事業所は、算定している事業所と比較して、車両燃料費が約1.5倍、車両関係費（燃料費・駐車場代を除く）が約1.8倍となっている。

○一方で、駐車場代については、同一建物減算を算定していない事業所は算定している事業所と比較して、0.8倍であった。

○車両燃料費及び車両関係費については、同一建物減算を算定していない事業所では、移動に係るコスト負担が大きい状況がみられる。

車両燃料費（ガソリン代等）

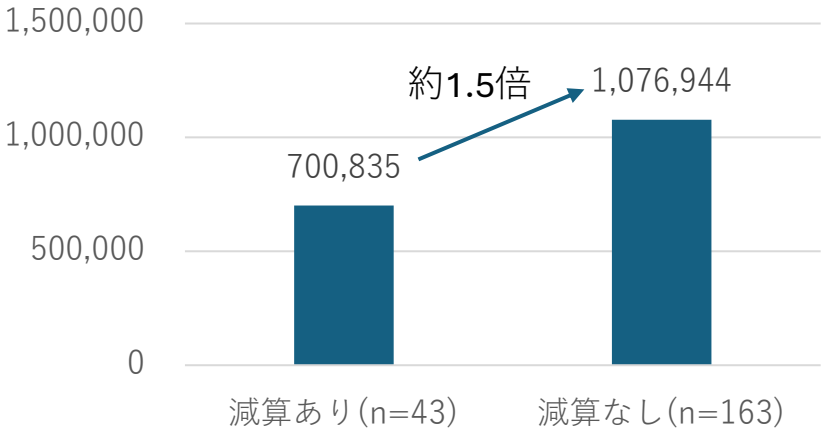

車両関係費（燃料費、駐車場代を除く）

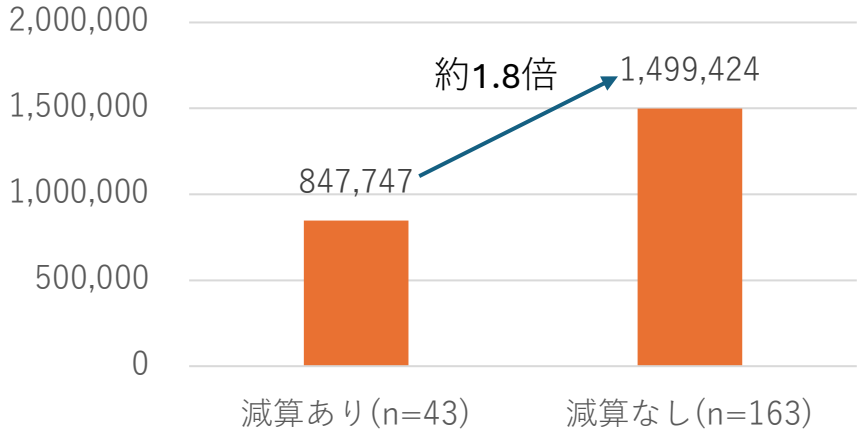

駐車場代

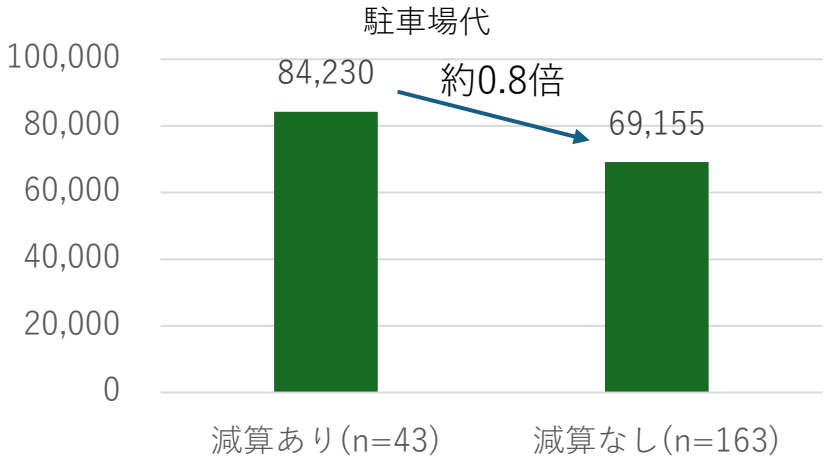

※　令和８年７月サービス提供分

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

利用者の状況　1か月間の利用日数別

○送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合が高い事業所ほど利用日数が多く、「20日以上」は「25％未満」6.0％に対し「75％以上」49.5％、利用日数の中央値も9.0日から19.0日へ増加した。

送迎手段が「徒歩」または「送迎は行っていない」の利用者割合別（事業所単位）の1か月間の利用日数

（%）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		6319	5615	292	81	331
利用者の1か月間の利用日数	4日以下	20.1	21.6	13.7	8.6	3.3
	5日以上9日以下	39.5	41.2	37.0	18.5	17.5
	10日以上14日以下	23.7	23.5	32.2	18.5	21.5
	15日以上19日以下	7.7	7.7	7.9	7.4	8.2
	20日以上	9.0	6.0	9.2	46.9	49.5

（日）

			送迎手段が「徒歩」か「送迎は行っていない」である利用者割合（事業所単位）			
			25%未満	25%−50%未満	50%−75%未満	75%以上
調査数		6319	5615	292	81	331
利用者の1か月間の利用日数（日）	中央値	9.0	9.0	9.0	18.0	19.0

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」　速報値

【送迎手段別】利用者の平均利用日数

○送迎手段が「徒歩」もしくは「送迎なし」の利用者の平均利用回数は、「徒歩」もしくは「送迎なし」以外の利用者の約1.8倍となっている。

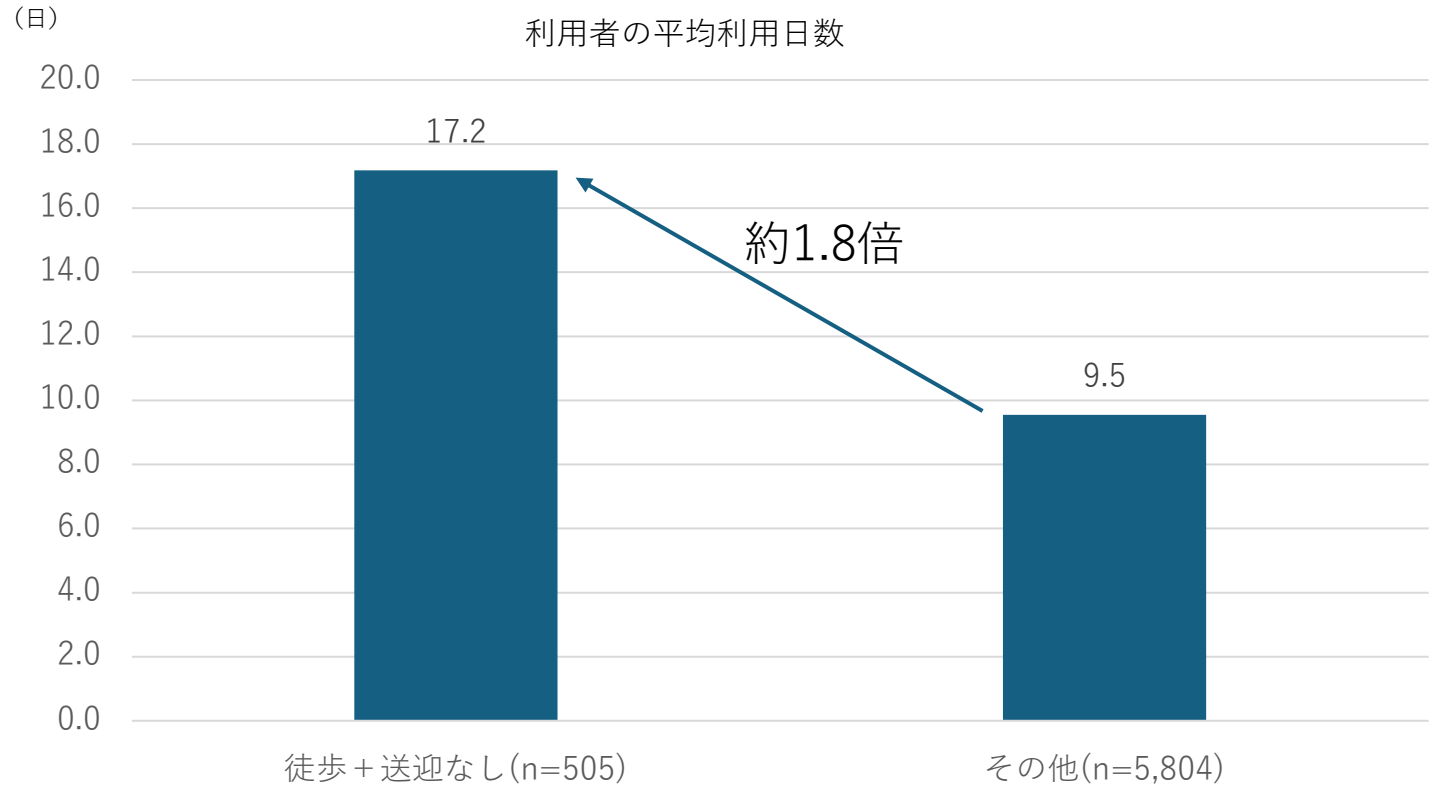

※　令和８年７月サービス提供分

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

送迎減算の主な算定理由

○　送迎減算を算定する理由として多いのは、「利用者・家族の希望や都合により、いつも利用者家族が送迎を行う」（66.5%）、「利用者・家族都合による突発的な送迎のキャンセル」（58.4%）であった。

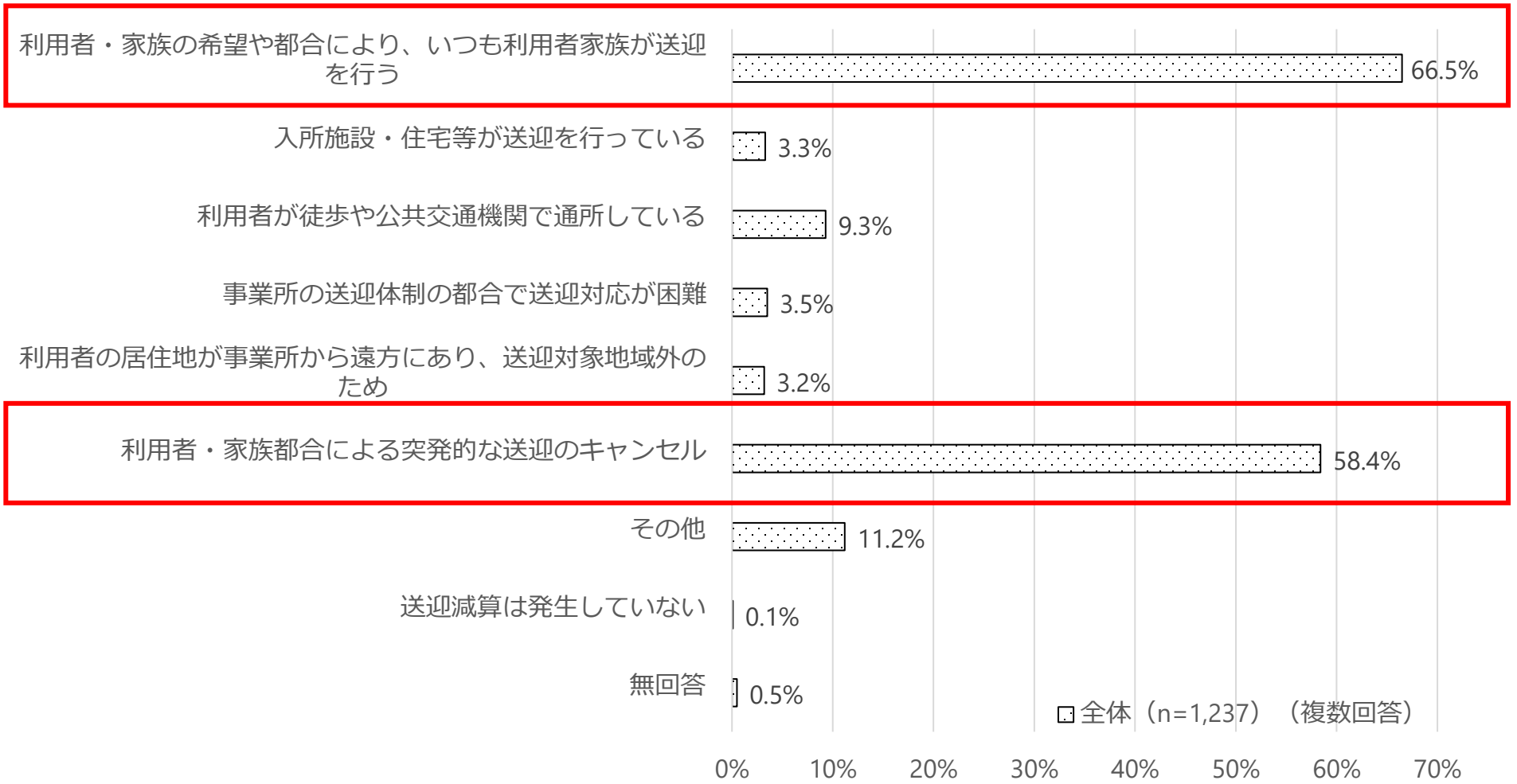

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業」　速報値

論点　通所介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

論 点

（通所介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について）

■　通所介護全体の平均収支差は1.4%と低調であるが、その要因として、会計区分が一体会計（併設サービス等に係る費用を区分せず一体で計上しているもの）である事業所ほど収支差率が低い傾向にあり、こうした事業所の損益が全体の収支状況を下振れさせていると考えられることから、会計区分の違いを踏まえて分析する必要がある。

■　１か月の延べ利用回数が600回以上の中・大規模事業所の場合、利用回数の上昇に伴い収支差率や収支差額が上昇し、送迎未実施等の割合が50％以上で増える場合も同じ傾向が見られる。一方で、事業所規模が小さくなるほど、常　勤換算１人当たり給与費は低くなり、人件費率も高いが、事業所規模にかかわらず常勤換算１人あたり給与額は令和５年度（介護事業経営実態調査）と比べて総じて高くなっており、物価・賃金の上昇が影響しているものと考えられる。

■　また、送迎未実施等の割合が75％以上の事業所の場合、例えば、利用者１人あたりの送迎にかかる片道時間、片道距離が、戸建てへの送迎を行っている事業所と比べて顕著に低く、年間燃料費などの移動コスト負担が少ない。加えて、１か月の利用者１人あたりの利用日数は19日と顕著に多くなっており、１月あたり請求単位数も同様となっている。

■　このように、利用者の居住形態や居住場所、送迎実施の違いが事業運営の安定性に大きく影響していることも踏まえ、現行の送迎減算及び同一建物減算の仕組みが必ずしも十分に報酬へ反映できているのかといった観点から、報酬区分を分けて評価することをどのように考えるか。

論点　通所介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

対応案

（通所介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について）

■　事業所が所在する同一敷地内又は隣接敷地内に居住する集合住宅利用者については、移動コストの逓減や利用回数の増加による収益の安定化が図ることができることから、現行の同一建物減算を廃止のうえ、送迎が必要でない位置関係に居住する集合住宅利用者の割合に応じて、単一の報酬区分ではなく、新たな報酬区分を設定することとしてはどうか。

■　具体的には、送迎を必要としない同一敷地内又は隣接敷地内に居住する集合住宅利用者へのサービスは、現行の報酬区分と同様に規模別に区分することに加え、1か月あたり延べ利用回数からみて小規模な事業所は収支が不安定であることに配慮しつつ、集合住宅利用者の割合に応じて報酬単価を逓減する仕組みとして新たな報酬区分を設定することを検討してはどうか。

■　なお、現行制度においては、事業所と同一の建物に居住する利用者を対象に同一建物減算を算定しているところ、新たな報酬区分の設定にあたっては現行の減算を廃止し、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の範囲に所在する建物（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅以外の集合住宅も含む）も対象とすることとしてはどうか。

■　さらに、隣接敷地内に居住する利用者であって送迎を行わない場合については送迎減算を算定しているところ、新たな報酬区分を適用する場合には送迎減算を適用しないこととしてはどうか。

■　住まい形態に応じた報酬設定にあたり、現行の報酬単価から逓減した差額については、現行の同一建物減算と同様に、区分支給限度基準額の枠外（区分支給限度基準額から現行の報酬単価との差額分を除いた額を限度額とする）としてはどうか。

■　戸建てへの送迎を実施する場合について、利用者宅への送迎にかかる人件費や移動コストを踏まえた評価を検討する際、収支差率を勘案して、送迎減算の単位数見直しを含めて事業所規模に応じたメリハリのある報酬単価の設定を検討することとしてはどうか。